

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 9 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 4 年 4 月 4 日から令和 4 年 6 月 7 日まで

2 監査の対象 久保白ダム土地改良区

経済部 農林振興課

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、久保白ダム土地改良区に対し令和 2 年度に本市が交付した補助金について、出納その他の事務が適正に執行されているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施しました。

(1) 監査の主な着眼点

- ① 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ② 補助金等交付申請書の提出、補助金等の請求及び受領は適時行われているか。
- ③ 補助金が補助目的以外に流用されていないか。また、補助条件は完全に履行されているか。
- ④ 精算報告は適切に行われているか。
- ⑤ 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。
- ⑥ 出納関係帳票の記帳、保存及び整備は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- ⑦ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により、団体が実施する事務のうち飯塚市が補助金を交付している事務を対象として実施しました。

第2 団体の概要

1 設立目的

農業生産の基盤整備、農業の生産性向上、農業経営の合理化及び地区の振興を図り、久保白ダム共同施設及びダムに付帯するかんがい施設、排水施設、専用農業用施設及び農業用水路の維持管理を行うことを目的とする。

2 役員及び職員数（令和3年3月31日現在）

理事	14名
監事	5名
職員	7名（飯塚市6名、桂川町1名）

3 主な事業（令和2年度実績）

- (1) 久保白ダムに付帯する専用農業施設及び農業用水路の維持管理
- (2) 久保白ダム共同施設、ダムに付帯するかんがい施設及び排水施設の維持管理

第3 補助金交付額

【令和2年度 久保白ダム土地改良区補助金】 34,703,193円

第4 監査の結果

計数上の誤りはなく、市から交付された補助金は確実に収納されており、支出も帳票類が整理され、関係書類の一部に不備があったものの、監査した事務は、概ね適正に執行されていると認められました。

なお、令和2年度の事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【農林振興課に対する指摘事項】

1 補助金交付申請書について（局長指摘事項）

令和2年度久保白ダム土地改良区補助金交付申請書に添付している補助金負担割表及び収入支出予算明細書について、備品購入費の会計システム使用料

211,200 円（17,600 円×12 ヶ月）を 385,000 円と記載された書類を收受し、交付決定を行っていた。

補助金交付決定の際には、審査を徹底すること。

2 業者選定（見積比較）について（局長指摘事項）

久保白ダム送水管漏水補修水替工事について、令和 3 年 3 月 8 日決裁の工事のお知らせ文書には、まだ決まるはずのない受注業者名が記載されていた。業者から提出された見積書の日付は、3 者とも令和 3 年 3 月 15 日であり、業者選定が適切になされたか疑義がある。

また、久保白ダム各分木工電気設備点検業務委託について、3 者の見積日がいずれも「R3 年 3 月 23 日」と記載されているが、請書の履行期間は、令和 3 年 1 月 29 日から令和 3 年 2 月 28 日までとなっており、整合性が取れない。

業者選定を適切に行い、透明性の確保に努めるよう補助事業者に指導すること。

【久保白ダム土地改良区に対する指摘事項】

1 補助金交付申請書について（局長指摘事項）

令和 2 年度久保白ダム土地改良区補助金交付申請書に添付している補助金負担割表及び収入支出予算明細書について、備品購入費の会計システム使用料 211,200 円（17,600 円×12 ヶ月）を 385,000 円と誤記していました。

補助金申請の際には、申請書の確認を徹底してください。

2 業者選定（見積比較）について（局長指摘事項）

久保白ダム送水管漏水補修水替工事について、令和 3 年 3 月 8 日決裁の工事のお知らせ文書には、まだ決まるはずのない受注業者名が記載されていました。業者から提出された見積書の日付は、3 者とも令和 3 年 3 月 15 日であり、業者選定が適切になされたか疑義があります。

また、久保白ダム各分木工電気設備点検業務委託について、3 者の見積日がいずれも「R3 年 3 月 23 日」と記載されていますが、請書の履行期間は、令和 3 年 1 月 29 日から令和 3 年 2 月 28 日までとなっており、整合性が取れません。

業者選定を適切に行い、透明性の確保に努めるようにしてください。